

# 鳥取県公報

目 次

◇告示 豚コレラ予防指定区域の追加  
 雛白痢検査等の実施

告 示

鳥取県告示第五百四号

昭和二十七年九月鳥取県告示第四百五十三号をもつて公  
 示した豚コレラ予防に関する規則による指定区域に次の  
 区域を追加する。

昭和二十七年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県西伯郡淀江町

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 鳥取県告示第五百五号

家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第  
 六條の規定により、雛白痢検査並びにニューカッスル病  
 予防注射を次のように実施する。

昭和二十七年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、実施の目的 雛白痢、ニューカッスル病予防の  
 ため

二、実施する区域 県下一円

三、実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、種鶏家に使用するもの。

四、実施の期日 自昭和二十七年十月二十八日

至同 年十二月十九日

五、検査、注射、薬浴又は投薬の別及びその方法

雛白痢検査 凝集反応

ニューカッスル病予防注射 靜脈内注射